

## 「事業性融資関連手数料」新設のお知らせ

平素より、格別のご愛顧を賜り誠にありがとうございます。

このたび当金庫では、2024年6月3日（月）より下記の「事業性融資関連手数料」を新設いたします。  
今後も一層のサービスの充実に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 新設する手数料

|   | 手数料項目名                     | 対象のお取引   | 手数料額(税込)  |
|---|----------------------------|--|---|
| ① | 不動産担保変更登記手数料               | 不動産担保変更登記のうち債務者変更、根抵当権の極度額変更、順位変更、譲受・譲渡に伴う場合に必要となります。<br>※対象となる(根)抵当権毎に手数料が必要です。   | 11,000円   |
| ② | 証貸金利区分変更手数料<br>(対象科目：証書貸付) | 融資利率の金利区分(変動・固定)について、ご契約内容を変更される場合に必要となります。<br>※固定金利特約期間終了時にご契約内容にもとづき変更される場合は手数料不要です。<br>※固定金利特約期間終了時に再度固定金利を選択した場合は手数料が必要となります。<br>※変更前融資残高が100万円未満、または最終返済日までの期間が1年未満の場合は手数料不要です。 | 16,500円   |
| ③ | 証貸繰上返済手数料<br>(対象科目：証書貸付)   | 繰上完済、一部繰上返済される場合に必要となります。繰上返済額の金額により手数料が異なります。<br>※「違約金条項」がある場合は違約金のみをお支払いいただきます。<br>※当金庫貸出金によるお借換の場合は、手数料不要です。<br>※返済前融資残高が100万円未満、または最終返済日までの期間が1年未満の場合は手数料不要です。                   | 繰上返済額5,000万円以下<br>33,000円<br>繰上返済額5,000万円超<br>55,000円 |
| ④ | 証貸条件変更手数料<br>(対象科目：証書貸付)   | 融資条件変更のうち次の変更となる場合に必要となります。<br>「返済額変更」「返済期間変更」「利率変更(引下げ)」「返済口座変更」「返済(利払)日変更」「返済(利払)方法変更」「債務引受」<br>※条件変更前の融資残高が100万円未満、または最終返済日までの期間が1年未満の場合は手数料不要です。                                 | 16,500円   |
| ⑤ | 証明書発行手数料                   | 融資証明書、開発許可承諾書の発行をご依頼いただいた場合に必要となります。   | 11,000円   |
| ⑥ | 債務保証書発行手数料                 | 債務保証(支払承諾)の保証書発行時(再発行も含む)に必要となります。   | 3,300円  |
| ⑦ | 譲渡担保取扱手数料                  | 債権譲渡担保および動産譲渡担保の契約(更新含む)時に必要となります。   | 55,000円   |

- ・②～⑦については、同時に複数件のお取引が発生した場合も1件分として、お取扱いさせていただきます。
- ・②～④が同時に発生する場合は、該当手数料の中で最も金額の大きい手数料をお支払いいただきます。

#### 2. 取扱開始日： 2024年6月3日（月）受付分より

以上

詳しくは窓口までお問い合わせください。